平成２３年（フ）第１９７４号
東京都国分寺市戸倉３丁目10―１　メゾンルーエⅠ―202
破産者　橋本　博昭
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８４号
東京都大田区西糀谷２丁目８―14―408
破産者　高木　洋介
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９９４号
東京都足立区東綾瀬２丁目11―１―８―205
破産者　北村佳津江
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９９９号
東京都江戸川区北葛西２丁目１―11
破産者　彦田　弘子
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０００号
埼玉県和光市諏訪原団地１―３―403、開始決定時の住所東京都府中市緑町１丁目36―６―202
破産者　塘内佐知子
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２５号
東京都港区高輪１丁目23―５―101
破産者　清水ゆき子
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０８５号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目９―12―２Ｆ
破産者　田中　正典
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２号
長野県小諸市大字市1056番地９
破産者　株式会社松屋和作商店
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５５６号
さいたま市見沼区春岡１丁目17番地30
破産者　医療法人社団彩真会
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
さいたま市見沼区春岡１丁目17番30号、商業登記簿上の本店所在地さいたま市見沼区大字深作4523番地１
破産者　株式会社ＥＭＳジャパン
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
さいたま市北区東大成町２丁目252番地１
破産者　田中　建治
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
さいたま市見沼区春岡１丁目19番地１
破産者　岡崎　　毅
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
埼玉県北本市中丸１丁目237番地
破産者　株式会社シマブクロ
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７０１号
東京都中央区銀座８丁目５番18号
破産者　日栄リゾート株式会社
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３５４号
東京都調布市国領町１丁目41―４―404、開始決定時の住所東京都調布市国領町３丁目６―１―915
破産者　田村　正樹
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０６５号
東京都葛飾区堀切１丁目40番12号
破産者　竹ノ谷運輸有限会社
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６５号
東京都大田区池上６丁目８―23―504
破産者　佐藤　伸代
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７６号
東京都昭島市緑町４丁目３番18号フラットＢ206号
破産者　坂下　裕武
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７５号
富山市寺島872番地１
破産者　株式会社新井
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８１号
富山市大町77番地の１
破産者　北陸第一住設有限会社
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４３号
長野県中野市大字立ヶ花186番地
破産者　株式会社創和
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
長野市南千歳１丁目７番地５
破産者　有限会社長野キング
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係